

平成29年第5回 湯沢市教育委員会議事録

日 時：平成29年6月26日（月）午後2時00分

場 所：湯沢市役所 4階 44会議室

1. 出席者

教育長	和	田	隆	彦
1 番	後	藤	美	喜子
2 番	阿	部	和	榮
3 番	芳	賀		誠
4 番	佐	藤	和	広

1. 出席した事務局職員

教育部長	佐	藤	哲	夫
教育部教育総務課長	福	土	英	明
教育部学校教育課長	近	野	良	浩
教育部生涯学習課長	和	田		晋
教育部教育総務課総務班長	皆	川	典	子（書記）

1. 提出された議案

議案第10号	湯沢市教育委員会教育長職務代理者の指名について
議案第11号	部課所（館）長の任免について
議案第12号	湯沢市教育委員会公印規則の一部改正について
議案第13号	湯沢市教育長の職務代理者に関する規則の制定について

福 士
教育総務課長

それでは私の方から、提案させていただきます。議案第10号 教育長職務代理者の指名についてでございます。先ほど部長からお話ありましたとおり、今後新たな体制で教育委員会を進めることとなります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」ということになっております。この規定に基づきまして職務代理者を置くこととなりますけれども、その指名を教育長が行うということでございますので、その指名をお願いしたいと思います。以上です。

和田 教育長

今、事務局の方から湯沢市教育委員会教育長職務代理者の指名について、法律等の説明がありましたので、議案第10号、私の方から湯沢市教育委員会教育長の職務代理者として、芳賀誠委員をお願いしたいと思います。芳賀委員、よろしく申し上げます。

芳 賀 委 員

はい、わかりました。

和田 教育長

続いて、議案の第11号ですけれども、部課所長の任免について、申し上げます。

佐 藤 部 長

議案第11号 部課所長の任免についてでございます。7月1日付人事異動内示ということで、教育委員会関係職員の内示がございました。5ページになりますけれども、7月1日付雄勝生涯学習センター所長の菅原勝彦、出向ということで、湯沢市に出向を命ずる。同じく雄勝総合支所長に補する。その下でございます。雄勝文化会館長兼雄勝図書館長の佐藤一彦、雄勝生涯学習センター所長に補する。兼ねて教育委員会事務局教育部雄勝文化会館長に補する。兼ねて教育委員会事務局教育部雄勝図書館長に補する。という内容でございます。これは6月30日付で、現在の雄勝総合支所長の高橋達が退職するというものによるものでございます。以上でございます。

和田 教育長

はい。今、佐藤部長の方から人事異動について説明がありましたが、何かご質問とか、あるいはお聞きしたいことがございましたら、お願いします。

— 〈ありません〉 の声 —

和田 教育長

それでは次に、議案の第11号 湯沢市教育委員会公印規則の一部改正について、申し上げます。

福 士
教育総務課長

それでは議案第11号 湯沢市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。湯沢市教育委員会公印規則（湯沢市教育委員会規則第4号）

の一部の改正をすることでございます。これも先ほどからお話がありましたとおりに、地方教育行政法により、職務代行者が職務代理者になるということで、その際に使用する公印について、「代行者」から「代理者」に変えるというものでございます。これに伴う規則改正でございます。後ろの8ページ以降に公印の表がありまして、学校の公印、それから各施設の長の公印等示してありますので、ご参考にしていただければと思います。以上でございます。

和田 教育長 手元の6ページ、「第11号」とございますけれども、「第12号」です。公印を押すにつきまして、です。教育長職務代理、です。代理者、です。よろしいですか。

—<はい>—の声

和田 教育長 それでは続いて13ページ、議案第13号です。
湯沢市教育長の職務代理者に関する規則の制定についてです。説明をお願いします。

福 土 教育総務課長 はい、それでは議案第13号湯沢市教育長の職務代理者に関する規則の制定についてでございます。湯沢市教育長の職務代理者に関する規則を別紙のとおり提案するものでございます。これも、先ほどから申し上げているように、地方教育行政法によるものでございますが、法律の第25条第4項に「教育長は委任された事務その他その権限に属する権限の一部を事務局の職員等に委任し、又は臨時に代理させることができる」ということでございます。先ほど職務代理者を指名いただきましたが、実際事務局内の決裁事項に関するものについて、決裁権限的な順位をつけるというものの規則を定めるものでございます。従来のものでございますけれども、15ページご覧いただきたいと思っております。これが現行の規則でございますが、実際順位といたしまして、現行で第1順位から第3順位まで教育部長・教育総務課長・学校教育課長までを3者ということで指名してございました。これも特に順位そのものの定数が決まっているものではないということで、現体制で部長以下3課長がいるということで、順位といたしましても、今回、教育部長・教育総務課長・学校教育課長・第4位に生涯学習課長も加えるという形のもので改正させていただきたいというふうに考えているところでございます。これが規則が制定されますと現行の規則が廃止になるということでございます。よろしくご審議いただきますようお願いします。以上です。

和田 教育長 職務代理者に関する規則ということについて、提案理由を含めて福土課長から説明がありましたけれども、14ページ・15ページの現行の規則とそれから今提案された規則について説明がありましたけれども、何かご質問ありましたらお願いします。

—〈ありません〉—の声

和田 教育長

はい、どうもありがとうございます。

これで議案の方はすべて13号までですので、議案の方についてはすべて終了しました。で、その他あるわけですけども、私、そのまま司会させていただきます。その他報告ということで、佐藤部長からお願いします。

そ の 他

佐藤
教 育 部 長

はい。それでは後ろの方、後ろから4枚目の資料1、平成29年度6月定例会一般質問の要旨でございます。すみませんが、座らせていただきます。

定例会でございました一般質問の要旨と、それに対する答弁、それから再質問の概要をまとめてございますので、ご報告いたします。まず6月9日高橋雄幸議員であります。質問の内容ですけれども、学校給食費の全額無償化についてということで、これは小中学生対象でございます。保護者・家族の経済的負担を少しでも軽減するために、小中学生の給食費を全額無償化する考えはないか市長の見解をお伺いする、というものでございます。これに対しまして市長答弁では、4月の新たな学校給食センターの開設に合わせて、地域間の差を解消し、市内全地域において同額とした。給食一食当たり、小学生が250円、中学生は290円であり、年間では小学生が約48,000円、中学生が約56,000円になると見込んでいる。

給食一食当たりの県内平均額、これは平成28年度ですけれども、小学生が約270円、中学生が約306円でございます。本市はかなり低めである。仮に無償化を実施するとすれば、食材費、これは小・中学生分で年間約1億4600万円と見込んでおりますけれども、この金額相当額、これの財源を何らかの方法で確保しなければならない。また、湯沢市と皆瀬2つの学校給食共同調理場の経費、人件費や光熱水費、燃料代などこれを今年度は約2億5000万円と見込んでございまして、全て市が単独で負担してございます。

こうしたことから、学校給食費の無償化については慎重に検討する必要があり、直ちに実施に向かうことは困難である。こういった答弁をしております。

再質問でございますけれども、雄勝管内で無償化している町村はあるかということで言われまして、これに対しまして、東成瀬村さんが無償化している。

それから東成瀬村が完全無償化した経緯がわかるか、ということで、これに対しまして、教育長が、東成瀬村は平成26年の2学期から無償化を実施しています。今年度、東成瀬村の小学生は約100人、中学生が約70人で、およそ900万円を村が負担している。なぜ無償化したかについて詳し

くは聞いておりませんが、湯沢市としては先ほど市長が答弁されたように、財源的な面から現段階では難しいと判断している。無償化はそうなったほうが良いとは思いますが、できないこともあるのかと思う、といった答弁をさせていただきます。

再度再質問で、私の認識では、平成 26 年 5 月の村長選挙で村長が公約している。無償化を公約していると。そして、村長の決断で平成 27 年 4 月から完全無償化になっていると思う。湯沢市も市長の判断と決断で、できないというものでもないと思う。そのために公共施設管理計画をいち早く実施して、その財源を無償化に充てる。市の給食費は約 1 億 5000 万円ということでございますけれども、そうすることで人口も増えるかもしれない。最後は市長の決断、勇気だと思うが市長はいかがか、というような再質問でございます。これに対しまして、市長は、答弁したように、無償化するには相当額の財源を用意する必要がある。そうしたことから、今現在、私一人が決断してできるようなものではないと考えている。学校給食の無償化は条件の整った地域から進んでいくものと思うが、湯沢市でも今後、鋭意検討したい。というような答弁をさせていただきます。無償化でなくても半額するとかもあると思うので、切り捨てるのではなく今後の市政に生かしていただけたらと思う。といったことであります。

それから同じ日、藤岡庄一議員の質問でございます。これも、子育て支援についてということで、内容は、学校給食の無料化、中学校部活への援助についてであります。給食費を無料にする考えはないか、それから、中学校の部活で県大会や全国大会に出場するなどした場合、移動の費用などを援助する考えはないか、ということでございます。市長の答弁でありますけれども、給食費の無料化については、前の高橋雄幸議員への答弁と同じでございます。それから、中学校の部活動に対する援助については、市では児童生徒の活動意欲の高揚と保護者負担の軽減を図ることを目的として、運動競技、音楽コンクール、研究発表会等へ参加する際の経費の一部を補助している。

また、今年度から、スクールバスの臨時運行利用基準の緩和を実施しており、定時運行に支障のない時間帯で、概ね 5 人以上であれば距離の上限なく部活動の大会等に利用できることとした、という答弁をさせていただきます。

再質問についてですが、給食費について、東成瀬村は無償化ということだが県内の市町村ではどうか、ということについては、八郎潟町が無償化していると。今後、無償化についてぜひとも前向きに考えていただきたいということございました。

それから、部活への補助は、遠征費などにかかる経費のいかほどの割合かということでございます。これは私の方から、補助金の要綱がありまして、費目としては交通費、宿泊費、参加料がございます。交通費だと学校の最寄駅から大会等の会場の最寄駅までの往復運賃で、レンタカー代、タクシー代、個人所有の自家用車に要する経費は対象外にしている。宿泊費については、片道 150 km を超え、現に宿泊した場合を補助対象とする。協

定料金がある場合は協定料金を上限とする、協定料金がない場合は、当該年度の秋田県中学校総合体育大会開催要項に定める協定料金を上限としている。あとは前泊、後泊の規定もある。参加料については、開催要項で定める個人及び団体にかかる参加料を補助の対象とする。あとは、大会等の出場に伴う必要最小限の経費として、購入及び支払いが義務づけられている「ゼッケン代」や「ピアノ使用料」等が補助対象になっていると答弁してございます。

保護者の負担額は大きいので、今後とも小・中学生への援助をしていただきたい、これにつきましても私が答えてございます。確かに保護者の負担もたいへんだと思う。市長の答弁でもあったが、今年度からは市のスクールバス、これは朝夕、児童生徒の登下校の際に運行しているが、これを通常の運行に差し支えない範囲で運行するというので、その基準を緩和している。たとえば、これまで片道 80 km 程度であったものを制限を設けないだとか、乗車人数が概ね 10 人以上であったものを概ね 5 人以上にするとかそういうことを緩和して、いくらかでも利用しやすいように応援したいと考えている、と答えてございます。

続いて同じ日の高橋肇議員でございます。質問の内容でございます。就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給対応についてであります。国における、これは括弧書きしておりますけれども、要保護児童生徒に係る補助金交付要綱の改正の趣旨及び本市における準要保護児童生徒の現状を鑑みた場合、平成 30 年から準要保護児童生徒も対象にすべきと考えるが、という質問であります。これに対して市長が、新入学用品は、入学前に購入する物がほとんどであることから、本市においても「援助を必要とする時期に速やかに」という改正の趣旨を踏まえ、準要保護児童生徒について平成 30 年度対象者から入学前に支給できるよう、制度設計や必要な要綱の改正、予算等について検討すると答えてございます。

再質問になりますけれども、おおよそどのくらい的人数が対象になるのかということについては、私の方から、準要保護児童では概ね 200 人ちょっと、中学生では 140 人くらいでトータルとしては 350 人くらいと捉えていると答えております。

続きまして、6月12日2日目の一般質問でございます。半田孝子議員の質問でありました。内容としては、子どもの貧困についてであります。就学援助制度の拡充、改善をということで、1つ目が、入学準備金を入学前に支給できないか。次のページにいきます。クラブ活動費を支給できないか。就学旅行費や学用品費、通学用品費を実費支給できないか。それから、「教育勅語」について、政府は学校教材として使用することを否定しないと閣議決定したが、このことについての教育長の見解、ということで質問がございました。これに対しまして、教育長答弁として、入学準備金の入学前支給については、高橋肇議員への答弁と同じ内容で答えてございます。

それから、クラブ活動費については、教育課程外の事項を対象とする援

助にあたること、任意加入制度であることなどから支給の対象にしていない。なお、児童生徒の活動意欲の高揚と保護者負担の軽減を図ることを目的として、運動競技、音楽コンクール等へ参加する際の交通費や宿泊費などの経費の一部を補助している。

それから修学旅行費に対しては、国の基準をもとに上限を設けて実費支給している。旅行先や行程、参加児童生徒数によって経費に差があるため、上限を超えた分の支給は行っていない。学用品費、通学用品費については、支出状況を個別に把握するのは難しいため、国の基準をもとに一律に支給している。

それから「教育勅語」について、教材の選択は重要なことである。道徳教育を展開する上でいちばん大切なことは、道徳的価値を教師が一方的に教え込むのではなく、教材などをもとに、子ども同士の協働、教員や地域の方々との対話など、自分と異なる意見と向かい合い、議論することなどを通して、自分自身の道徳的価値の理解を深めたり広げたりすることにある。「何を学ぶか」よりも「どのように学ぶか」が大切であると考えている。この「道徳をどのように学ぶか」という視点で資料を見たとき、「教育勅語」そのものを小中学校の道徳教材に用いることは、適当ではないと考えている。このように答弁してございます。

再質問でございます。クラブ活動費の実費支給について市長はどう考えるかというふうな質問でございます。これに対しまして市長が、クラブ活動費の支援については、教育長と同じ見解である。総合振興計画の実施計画に置いてある予算については3年間同じ予算とのことであるが、これも検討しながら柔軟に対応していくということで結構だと思ふ。

それからクラブ活動費について、再度、教育長に伺いたい。私は壇上でクラブ活動は教育課程外であること、公平性がないということは成り立たないと言ったが、このことについてはどう考えるか、ということであります。これに対しまして教育長が、クラブ活動費については、教育課程外の対象ということで答弁した。クラブ活動については、部ごとの年会費や、いろんな大会、練習試合など計画に基づいて行動している。したがって保護者負担は一律に均等割にはなっていない。教育委員会で学校現場にお願い・指導ができることは、なるべく保護者負担が大きくなるようにということ。これはクラブ活動に限ったことではなく、普段の教材費についてもそうである。必要のない教材は購入する必要がない。クラブ活動についても保護者負担を頭に入れて対応するようにと云ってある。クラブによって遠征費が多くなったり、兄弟が同じ部にいれば2倍になる。そうしたことも十分把握しているが、均等にとすることは現段階ではできない、というような答弁であります。

クラブ活動費、これは括弧、の実費支給は私の悲願である。要保護家庭にはこの3費目が支給されているので、教育課程外とか不公平とかは成り立たないのでないか。財政的に厳しいというのであればわかるが、再度答弁をお願いしたい、という再質問に対して、教育長が、これまで各市町村の状況などを情報交換しながら答弁してきた。これらをすべて出すという

のは厳しいと思う。限られた予算を考えると教育活動からは削りたくない。総合的な中で対応しなければならぬし、クラブ活動費を全額支給するとどんな課題が出てくるのか議員の質問についてさらに勉強していきたい、と答弁してございます。

また半田議員からは、大仙市の共産党の市議会議員が、大仙市では確かこの3費目を支給することになったということを書いていたことを記憶している。三種町では中学校だけ開始することにしたのではなかったか。そうした動きが出てきている。以前、どのくらいかかるか試算していただいたら約800万円とのことであった。いまは対象生徒数が少なくなっているから金額が下がっているのではないかと。再度、市長と教育委員会で協議を続けてもらいたいが、お願いできないか、ということでございます。これに対して市長が、私もこの点については勉強しているところである。他市の例も含めて教育長と研究してみたい。

更に半田議員からは、学校によって違うせいとか、就学旅行費と学用品費については一律支給、これは上限ありとなっておりますが、一律支給となっている。もう少し考慮していただきたいが、ということで、これに対して教育長がこのあと、学校長を通して保護者からのいろんな要望等を集めていきたい、と答弁してございます。

また半田議員から質問で、要保護家庭に支給されている教材費の金額と、準要保護家庭への支給額はそんなに大きな違いはないようだ。少し工夫することで可能と思う。クラブ活動費の支給とあわせて、市長と教育委員会双方で検討いただきたいが、ということで、これに対して教育長が、教育委員会には教育委員会があるし、市長との教育行政に関しては総合教育会議があるので、議員ご質問の件についていろいろ情報を集めながら意見を出し合っていきたい、と答弁してございます。

それから、入学準備金についてはこれまでも、小学校の入学説明会で説明していて、その中で就学援助金についても説明していると思う。そんなに難儀しなくても実施できるかと思うが、どのように想定しているのか、ということですが、それについては私の方から、議員のおっしゃるとおり、小学校への新入学児童については入学説明会の折に、これは申請書のことなんです、同封し説明している。ちなみに在学生についても毎年2月中旬に学校を通じて申請してもらおうということで、保護者への周知については漏れがないと認識している、と答えてございます。

あと2点、発言がございました。

あとは予算措置を完全にすることで万全になる。倍額になった入学準備金を落とすことなく、落とすことなくというのは、削ることながないように、実施していただきたい、ということ。

それから、最後に教育勅語については教材として適当ではないと明確に答弁いただきホッとしている、というようなこととございました。

以上が議会の一般質問の質疑、概要でございます。

つづきまして、これも6月定例会で教育委員会関係の補正予算、これは教育民生分科会というところで、審議された要旨でございます。これは6

月 15 日 10 時から 10 時 30 分、30 分だけの審議でございますけれども、その概要でございます。

まず教育総務課関係でございます。兼子委員の方から、小学校費の工事情費の内容は、ということで、これは教育総務課長の方から、山田小学校のボイラー更新工事ほかであると。

それから柏原委員からですが、これは特に補正に関することではないのですが、学校統合についてどう考えているのか、というような質問がありました。私の方から、これまでのような大きい改修を伴う市内の統合は一段落したと考えている。しかし須川小とか三関小などもあるし、稲川地域の小学校統合のこともある。稲川地域については平成 21～22 年度あたりから随時、関係者と話し合いを行ってきている。地域から学校がなくなることについては抵抗もあるだろう。要はいかに地域内で盛り上がるかで、市や教育委員会で押し付けるものでもない。今年度中に検討委員会を設置したいと考えているし、教育委員会からは現状や将来見通しなど情報を提供しながら進めたいというような答弁をしております。

それから学校教育課関係でございます。加藤昭嗣委員からは、ふるさと学習推進事業について、何校かにしぼって実施するのか、というような質問でしたが、これに対して近野課長から、すべての学校で実施する。稲作、いなにわうどん、漆器づくりなど。生き方講座も開催する。

それから、伝統文化教育についてはどうか、ということで、これについては私の方から、ふるさと学習としてのキャリア教育をとおして、また、企業のみなさんの応援を得ながら推進したい、というような答弁をしております。

最後に生涯学習課関係でございます。加藤委員の方から、「佐竹南家御日記」について今後の取り組みは、ということで、これに対して和田課長の方から、第 1 2 巻を来年 3 月まで発刊したい。最終的に 2 6 巻となる予定だが、現在のペースだと 30 年近くかかる、という答弁であります。校正技術者の養成を進めなければならないのでないか、ということでありましたが、これについては、現在 3 人いるが、高齢化している。外部（湯沢市外）の若い人も探していきたい、と答えています。

それから次のページにまいりまして、高橋好男委員からでございます。同じく「佐竹南家御日記」の翻刻本について、本としての発刊という形でなく、DVD に収めておいて、後でまとめて印刷するようなことを検討しているか、ということについてですが、これに対して、課長の方から、具体的には検討していない、と。

それから、ボランティアとして依頼することはできないかということでありましたが、意欲のある人であればボランティアでも可能と思われる、と課長の方から答弁しております。

それから、同じ「佐竹南家御日記」について二郷委員の方から、後継者として「古文書に親しむ会」の育成や予算的に支援することはどうか、というような質問でしたが、これに対して、育成についてはその価値はあると思うし、予算的なことも検討したい、と課長が答弁しております。

また、湯沢市史すら発刊できないでいる。2人への謝礼はどうなっているのか、ということについて、詳細について課長が答弁してございます。

とにかくスピーディに取り組んでいただきたい、ということについて、発刊計画をたてたいという課長からの答弁でございます。

以上、議会関連の報告でございます。

和田 教育長

6月定例議会での一般質問について、それから教育民生分科会の要旨について、部長から報告がありました。何かご質問あるいは聞きたいことがあったら、お願いします。

芳賀 委員

議員の多くの方がですね、いわゆる保護者の費用負担について、いろいろ心配しているというか、大変だろうという観点で質問しているのが目立っているようでした。いくらかでも、保護者負担を減らすということが大事であります。ただ、これですね、市がその分を肩代わりするというのはまた、これは大変なことで、いずれそれを、はいやります、というふうにしていきますと、市の財政もやはりだめだと思ふんです。で、この中ですね、就学前の新入生の学用品のことについてもありましたけども、例えばランドセルですね、私の周り見てますと、非常に高級化してですね、こんなに高級なものが出ている宣伝なんか見ますと、あれがいい、これがいいと言って、とんでもない金額のものが一般的になっている。これをもうちょっと切り詰めるというのも、ひとつの方法ではないかと思ふます。ですから、マスコミに踊らされるのではなく、例えば、いわゆる市販のランドセルではなくて、指定のランドセル、いわゆる教科書入れ、リュックですかね、を小学校から持たせる。そうすると7千円くらいで済む。今のランドセルは満額で買ったら安くて3万円、オーダーして7~8万円っていいますから。これをやっぱり買えない親が見たら、子どもが見たら大変なんです。ですから、湯沢市の教育として、ランドセルをもっと安いもので出来るようにしておくというのも、ひとつの方法かなと思ふます。

それから給食費もなんとか市の方の負担でというのもありましたけれども、これは市町村の規模にもよると思ふますけれど、億の金ですから、そう簡単に無償化するというふうにはいかないのかなと思ふます。つまり、教育委員会の答弁で私はいいですということを言っているのです。

あと、クラブ活動の費用について、できるだけ援助したらというのもありますが、これはなかなか難しい問題ですね。やはり一律は出来ません。非常にお金がかかると。かけないようにするしかないですが・・・。ここは、どういうふうに費用負担を減らすか、難しい問題ですね。これも教育委員会の答弁でよろしいかなと思ふます。

いずれにしても、要保護と準要保護の家庭が増えていく、あるいは増えている傾向にあるんですね。ですから必然的に市が音頭をとらないといけなくなりますね。以上です。

和田 教育長

ありがとうございます。学用品・通学用品のランドセルの金額が、結構

値が張ってきてますね。そちらのほうの高額なものを購入するよりは、学校によっては統一したカバン、そういうのもいいかもしれません。そのことについてはまた、校長会、教頭会がありますので、ちょっと話してみたいなと思います。

給食費・クラブ活動費については、今回議会で答弁したもので、なかなか難しい対応になると思います。子ども教育会議などありますので、そういう中でもいろいろ取り上げられるのかなと思います。

他にございませんか。何でもいいです。

佐藤委員 過去に給食費を無償化・無料化っていう話は、何度か出てきたことってあったのでしょうか。

佐藤教育部長 具体的にそういった記憶はちょっとございませんけども、当市では。

佐藤委員 初めて出たような感じですか。

佐藤教育部長 そうですね。さっき芳賀委員からもお話しいただきましたけれども、やはりかなりの、1億4～5千万の財源ということで、一気に無償化するというのは、かなりの、財源的に考えないといけないのかなと。全国的にもやっているところは、市レベルではちょっと無いのかな、町村レベルでも比較的少ない。それも町村の財政にすれば大変なのかもしれないけれども、統計的には、町村レベルのところは無償化しているというのが多いようでございます。

和田教育長 今、給食でこれまで議会等で質問されているのは、食器関係で川連漆器組合、これは教育委員会だけではないんですけども、そちらも食器として、漆器を使うことが出来ないか検討してくださいという要望が来ています。現在も検討、あるいは漆器組合と交渉中です。あとまるごと売る課とも連携しながら、地場産品ということで。どういう形で、使うとすれば使用できるか、それから機械対応もありますので、初めから漆器対応という形のシステムになってないので、当然手洗いになるかなと。試作品をもとに、自動洗浄機の対応が出来るか、そういうところを検討して、話し合いを進めています。はじめから駄目ということではなくて、検討して使える方向で、使う方向で、そういう前向きな方向で今進めているところです。

あともう1点は、これも就学援助に関わってくると思いますが、奨学金関連です。これも教育委員会だけでは出来ないもので、市としての方針もありますので、人口減少の食い止め等もあるし、そういうことも考えて進めています。以上です。

今部長の方から、6月23日で6月の定例会終わりましたので、今日教育委員会も開かれましたので、一番大事な案件になってますし、いろいろ議会対応等も含めてありますので、委員の皆様方にもこういうような形で質

問を受け、現在教育委員会事務局でも答え、報告してもらいましたので、この後も情報等も委員会場で出していきたいと思いますので、資料を前もって渡すように、前渡しでいきたいと思いますので、よろしく願います。

その他のところの事務局からの報告で、今日の案件はすべて終了しました。これで閉会してよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

【午後2時50分 閉 会】